

原子力施設等におけるトピックス  
(令和2年1月27日～2月2日)

令和2年2月5日  
原子力規制庁

○令和2年1月27日～2月2日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和2年1月27日～2月2日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月29日	東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	2号機タービン建屋北東エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について	・LCO逸脱 29日 13:29 (実施計画第26条) ・LCO復帰 3日 16:47

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス  
該当なし

<その他>  
該当なし

[ホーム](#)
[組織について](#)
[政策について](#)
[会議・面談等](#)
[原子力規制事務所](#)
[法令・基準](#)
[手続き・申請](#)
**緊急情報**

24時間以内に緊急情報はありません。


[緊急時ホームページ/メール登録](#)
**情報提供**

3日以内に情報提供はありません。


[緊急時ホームページ/メール登録](#)

 現在位置 [ホーム](#) [法令・基準](#) [原子力施設別規制法令及び通達に係る文書](#) [原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書](#) [東京電力ホールディングス株式会社](#) [福島第一原子力発電所](#) [東京電力ホールディングス\(株\)から福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱について報告を受領](#)

## 東京電力ホールディングス(株)から福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱について報告を受領

令和2年01月29日

令和2年2月3日更新

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年1月29日に東京電力ホールディングス株式会社から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第14条第9号の規定に基づき、福島第一原子力発電所の運転上の制限(注1)の逸脱について、下記のとおり報告を受けました。

### 1. 東京電力ホールディングス(株)からの報告内容

令和2年1月29日13時05分、2号機建屋周辺に設置しているサブドレンピットNo.34に対して、2号機タービン建屋北東エリアの水位が上回っていることを確認しました。

このため、同日13時29分、実施計画第1編第26条(建屋に貯留する滞留水)表26-2で定める運転上の制限「2号機タービン建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足していないと判断しました。なお、プラントパラメータ、モニタリングポスト、排水路モニタなどには異常がないことを確認しています。

その後、2号機タービン建屋北東エリアの水位のデータを遡って確認したところ、令和2年1月29日05時30分に当該エリアの水位が2号機建屋周辺に設置しているサブドレンの水位を上回っていたことを確認しました。(注2)

令和2年2月3日15時46分、当該エリアの建屋滞留水移送が完了したことから、同日16時47分、運転上の制限の逸脱状態からの復帰を判断しました。(注3)

### 2. 原子力規制委員会の対応

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力運転検査官が現場確認等を行い、東京電力ホールディングス株式会社が実施計画に従い、必要な措置を適切にとっているかどうかについて確認しております。

原子力規制委員会は、引き続き、東京電力ホールディングス株式会社が行う措置の実施状況等について確認します。

(注1) 運転上の制限

実施計画において、建屋滞留水の水位よりもサブドレン水位を高く保つため、サブドレン水位の監視状態等を定めているものです。これを満足しない状態が発生すると、発電用原子炉設置者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに適正な状態への復旧等の措置を行うことが求められます。

なお、それらの措置を講ずれば、実施計画違反に該当するものではありません。

(注2) 令和2年1月30日更新

令和2年1月29日22時00分に東京電力から追加の報告がなされたことから、本ページの内容を更新しました。

(注3) 令和2年2月3日更新

令和2年2月3日17時05分に東京電力から追加の報告がなされたことから、本ページの内容を更新しました。

[関係ページ](#)
[原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書](#)

- ▶ [北海道電力株式会社 泊発電所](#)

- ▶ [電源開発株式会社 大間原子力発電所](#)

- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 東通原子力発電所](#)

- ▶ [東北電力株式会社 東通原子力発電所](#)

- ▶ [東北電力株式会社 女川原子力発電所](#)

- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所](#)

- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所](#)

- ▶ [東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所](#)

- ▶ [日本原子力発電株式会社 東海第二発電所](#)

- ▶ [日本原子力発電株式会社 東海発電所](#)

- ▶ [中部電力株式会社 浜岡原子力発電所](#)

- ▶ [北陸電力株式会社 志賀原子力発電所](#)

- ▶ [日本原子力発電株式会社 敦賀発電所](#)

- ▶ [関西電力株式会社 美浜発電所](#)

- ▶ [関西電力株式会社 大飯発電所](#)

- ▶ [関西電力株式会社 高浜発電所](#)

- ▶

### お問い合わせ先

原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
室長：竹内 淳  
担当：林田  
電話（直通）：03-5114-2120  
電話（代表）：03-3581-3552

[中国電力株式会社 島根原子力発電所](#)

▶ [四国電力株式会社 伊方発電所](#)

▶ [九州電力株式会社 玄海原子力発電所](#)

▶ [九州電力株式会社 川内原子力発電所](#)

[ページトップへ](#)

原子力に関するお問い合わせはこちら

**03-5114-2190**

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [アクセシビリティについて](#)

原子力規制委員会（法人番号 9000012110002）

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL：03-3581-3352（代表） [地図・アクセス](#)

Copyright © Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

（原子力規制委員会HP掲載）



## 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報）

2020年01月29日

2020年1月29日  
東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリア（以下、「当該エリア」という。）の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えていることについて、その後の状況をお知らせします。

当該エリアの滞留水水位の状況を確認したところ、本日（1月29日）午前5時30分より上昇しており、この時点において近傍のサブドレン水の水位を超えていたことを確認しました。

午前5時30分時点の水位は

- ・当該エリア : 456mm
- ・サブドレンピットNo.34 : 369mm

当該エリア近傍にあるサブドレン水の分析結果は以下のとおりです。

（単位：Bq/L、ND：検出限界値未満）

	セシウム134	セシウム137
・サブドレンピットNo.1	$6.4 \times 10^0$	$1.5 \times 10^2$
・サブドレンピットNo.21※	ND ( $< 4.9 \times 10^0$ )	$1.2 \times 10^1$
・サブドレンピットNo.22※	ND ( $< 4.4 \times 10^0$ )	$3.1 \times 10^1$
・サブドレンピットNo.23※	$1.7 \times 10^1$	$2.1 \times 10^2$
・サブドレンピットNo.24※	$2.8 \times 10^1$	$4.7 \times 10^2$
・サブドレンピットNo.25※	$2.1 \times 10^1$	$4.1 \times 10^2$
・サブドレンピットNo.26※	$2.6 \times 10^1$	$4.5 \times 10^2$
・サブドレンピットNo.27※	$1.4 \times 10^2$	$2.8 \times 10^3$
・サブドレンピットNo.33※	ND ( $< 4.3 \times 10^0$ )	$1.1 \times 10^1$
・サブドレンピットNo.34※	ND ( $< 6.1 \times 10^0$ )	$4.3 \times 10^1$

（参考）1～4号機建屋近傍サブドレン水の放射能濃度の運転上の制限： $1.0 \times 10^5$ Bq/L以下

※：1月29日午前5時30分時点で、運転上の制限（当該エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと）を満足していないピット。

なお、評価にあたっては塩分補正および計器誤差を考慮しています。

以 上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）

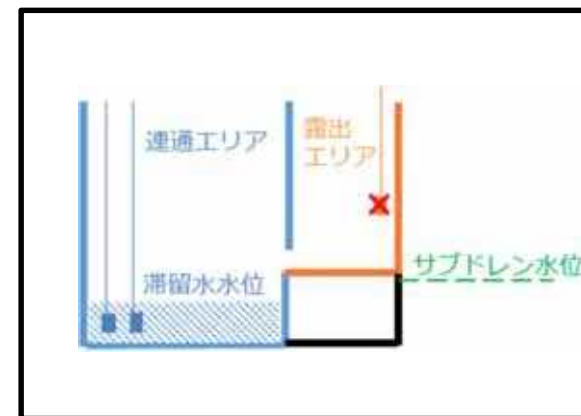
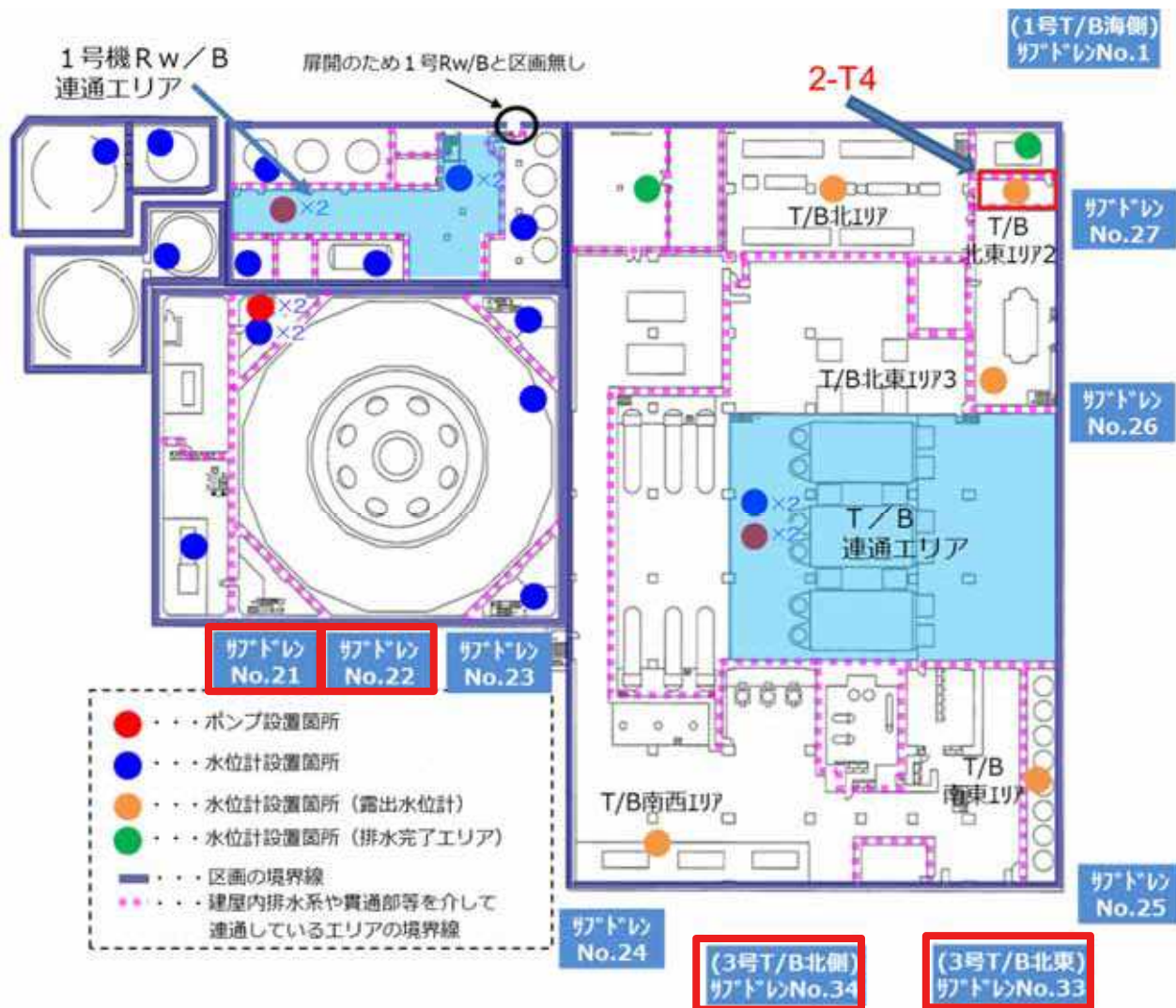
# 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアと 周辺サブドレン水位差の運転上の制限値の逸脱について

< 参 考 資 料 >  
2 0 2 0 年 1 月 2 9 日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 【概要】

- 本日（1月29日）、午後1時05分に2号機タービン建屋周辺に設置しているサブドレンピット No.34の水位に対して、2号機タービン建屋北東エリア（2-T4）の水位が165mm上回っていることを確認しました。（1月29日午後1時5分時点 No.34の水位：443mm、2号機タービン建屋北東エリア（2-T4）の水位：608mm）
- このため、午後1時29分、実施計画第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）表26-2で定める運転上の制限「2号機タービン建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足していないと判断しました。
- 上記を踏まえ、午後1時32分に1～4号機建屋周辺のサブドレンについて全台汲み上げを停止しております。また、現在、2号機タービン建屋近傍のサブドレンのサンプリングを実施しております。なお、現時点においてプラントパラメータ、モニタリングポスト、排水路モニタなどに異常は確認されておられません。
- 環境への影響については、当該露出エリアに一番近いサブドレンNo.27の水位が約1300mm（午後0時時点）であることから建屋外の漏えいの可能性は低いと考えております。
- 運転上の制限の逸脱があった当該箇所（2T-4）については、現在、排水の準備を進めており、準備が整い次第開始する予定です。
- また、他の露出エリアについては、2号機タービン建屋北東エリア同様の有意な水位上昇は確認されておられません。

# 建屋の区画とポンプ・水位計の設置箇所（2号機）



【露出エリアイメージ図】

	露出水位計 (設置箇所)
1	T/B 北177
2	T/B 北東1772
3	T/B 北東1773
4	T/B 南西177
5	T/B 南東177

## 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報2）

2020年01月30日

2020年1月30日  
東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリア（以下、「当該エリア」という。）の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えていることについて、その後の状況をお知らせします。

本日（1月30日）午後0時00分、サブドレンピットNo.34について、当該サブドレンピット水位と当該エリア水位を手測りした結果、塩分補正および手測りによる測定誤差40mmを考慮しても、サブドレンピットの水位が当該エリアの水位を上回ったことを確認しました。

2号機タービン建屋北東エリア 608mm（手測りによる測定）  
サブドレンピットNo.34 777mm（手測りによる測定）

また、その他8箇所のサブドレンピットについて、当該サブドレンピット水位計の指示値と、当該エリア水位を手測りした結果が、塩分補正、計器誤差および手測りによる測定誤差220mmを考慮しても、サブドレンピットの水位が当該エリアの水位を上回ったことを確認しました。

サブドレンピットNo. 21	1,115mm（水位計の指示値）
サブドレンピットNo. 22	915mm（水位計の指示値）
サブドレンピットNo. 23	1,565mm（水位計の指示値）
サブドレンピットNo. 24	1,565mm（水位計の指示値）
サブドレンピットNo. 25	1,581mm（水位計の指示値）
サブドレンピットNo. 26	1,569mm（水位計の指示値）
サブドレンピットNo. 27	2,544mm（水位計の指示値）
サブドレンピットNo. 33	1,004mm（水位計の指示値）

なお、昨日判断した運転上の制限逸脱については、全台停止していたサブドレンの再起動準備が整い次第、制限逸脱からの復帰を判断します。

以 上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）



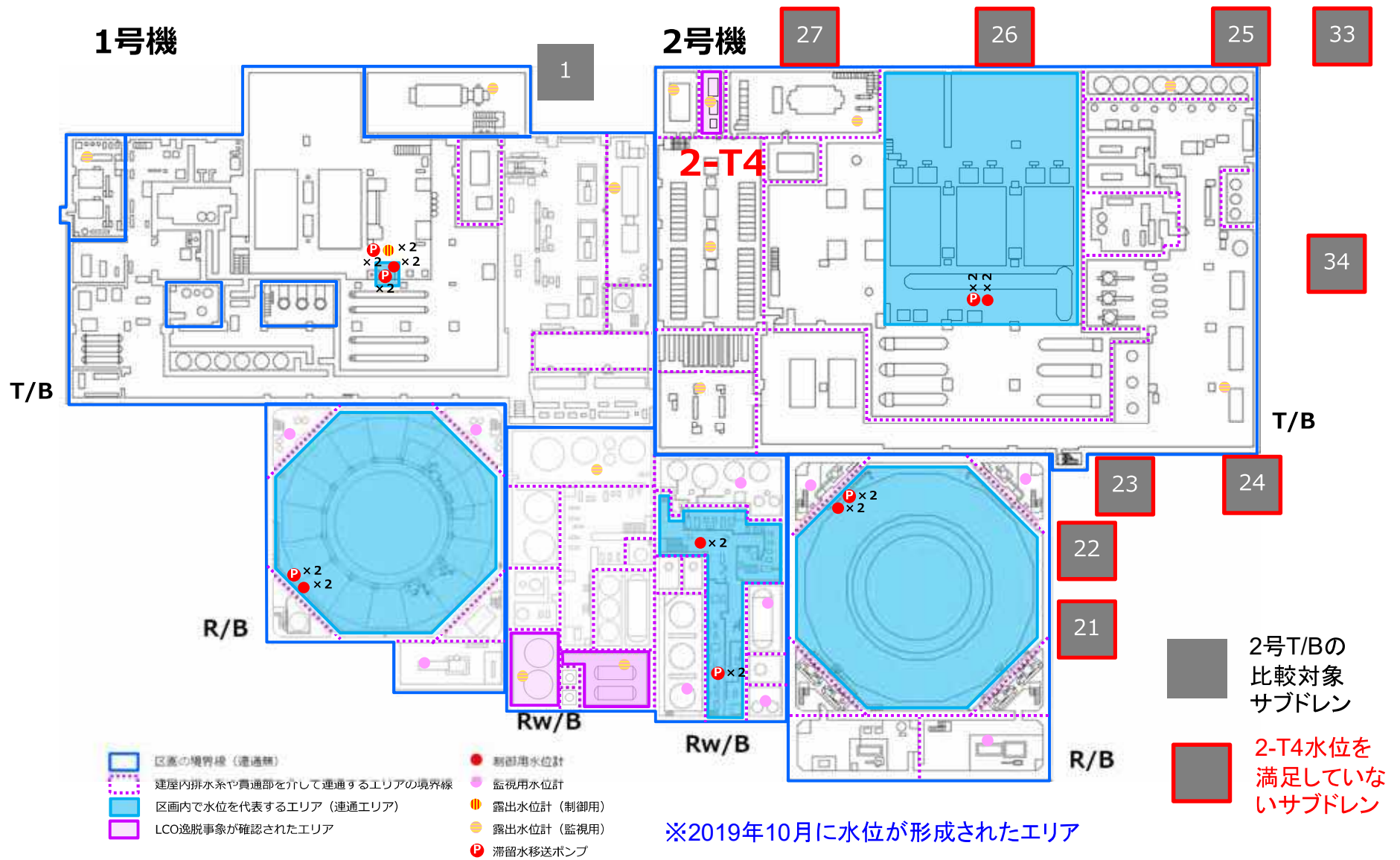
# 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアと 周辺サブドレン水位差の運転上の制限値の逸脱について

< 参 考 資 料 >  
2 0 2 0 年 1 月 3 0 日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 【概要】

- 昨日（1月29日）、午後1時05分に2号機タービン建屋周辺に設置しているサブドレンピット No.34の水位に対して、2号機タービン建屋北東エリア（2-T4）の水位が165mm上回っていることを確認しました。（1月29日午後1時5分時点 No.34の水位：443mm、2号機タービン建屋北東エリア（2-T4）の水位：608mm、2号機タービン建屋北東エリア（2-T4）の露出時の床面高さ：448mm）
- このため、同日午後1時29分、実施計画第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）表26-2で定める運転上の制限「2号機タービン建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」を満足していないと判断しました。
- 上記を踏まえ、午後1時32分に1～4号機建屋周辺のサブドレンについて全台汲み上げを停止しております。その後、2号機タービン建屋近傍のサブドレン（10箇所）のサンプリングを実施しており降雨により一時的な濃度上昇はあるものの、現時点で有意な変動は確認されておらず、建屋外への漏えいなど環境への影響はないと考えておりますが、引き続き周辺サブドレンの水質分析を確認してまいります。なお、現時点においてプラントパラメータ、モニタリングポスト、排水路モニタなどに異常は確認されておられません。
- また、詳細を確認していく中で、同日午前5時30分頃より2号機タービン建屋北東エリア（2-T4）水位の上昇が確認されたことから、近傍サブドレン水位を遡り確認したところ、10箇所中9箇所の水位差が計器誤差を含め、満足できていないことを確認しました。
- 運転上の制限の逸脱があった当該箇所（2T-4）については、現在、排水の準備を進めており、準備が整い次第開始する予定です。

# 2号タービン建屋北東エリア（2-T4）と周辺サブドレンの位置



## 2号タービン建屋北東エリア（2-T4）水位と周辺サブドレンの水位差

	1月29日5時30分時点	1月29日13時5分時点
2号機T/B北東エリア（2-T4）	456mm	608mm
サブドレンNo.1	1799mm	1869mm
サブドレンNo.21	546mm	<u>640mm</u> ※1 (644mm)※2
サブドレンNo.22	517mm	<u>635mm</u> ※1 (639mm)※2
サブドレンNo.23	747mm	948mm
サブドレンNo.24	742mm	943mm
サブドレンNo.25	752mm	957mm
サブドレンNo.26	736mm	938mm
サブドレンNo.27	755mm	1473mm
サブドレンNo.33	509mm	<u>597mm</u> ※1 (604mm)※2
サブドレンNo.34	369mm	<u>443mm</u> ※1 (446mm)※2

※1：LCO逸脱判断時の読値

※2：データ値（参考値扱い）

下線部については、2020年1月30日更新

## 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報3）

2020年01月31日

2020年1月31日  
東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えていることについて、その後の状況をお知らせします。

本日（1月31日）2号機タービン建屋近傍のサブドレン水の分析を実施しましたので、以下のとおりお知らせします。

サブドレン水の分析結果 [採取日 1月31日]

サブドレンNo

No. 1	: Cs-134	7.7 Bq/L
	Cs-137	$1.5 \times 10^2$ Bq/L
No. 21	: Cs-134	検出限界値未満 (<7.0 Bq/L)
	Cs-137	$1.7 \times 10^1$ Bq/L
No. 22	: Cs-134	9.3 Bq/L
	Cs-137	$1.8 \times 10^2$ Bq/L
No. 23	: Cs-134	$1.8 \times 10^1$ Bq/L
	Cs-137	$2.3 \times 10^2$ Bq/L
No. 24	: Cs-134	$2.5 \times 10^1$ Bq/L
	Cs-137	$4.3 \times 10^2$ Bq/L
No. 25	: Cs-134	7.3 Bq/L
	Cs-137	$1.6 \times 10^2$ Bq/L
No. 26	: Cs-134	$1.4 \times 10^1$ Bq/L
	Cs-137	$2.6 \times 10^2$ Bq/L
No. 27	: Cs-134	$9.7 \times 10^1$ Bq/L
	Cs-137	$1.7 \times 10^3$ Bq/L
No. 33	: Cs-134	検出限界値未満 (<3.9 Bq/L)
	Cs-137	6.6 Bq/L
No. 34	: Cs-134	検出限界値未満 (<4.9 Bq/L)
	Cs-137	4.6 Bq/L

引き続き監視を強化し定期的にサンプリングを実施していきます。

以 上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）

## 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報3）の訂正

2020年01月31日

2020年1月31日  
東京電力ホールディングス株式会社

本日（1月31日）にお知らせしました福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋近傍のサブドレン水の分析結果についてNo. 34に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

(正) No. 34 : Cs-137  $4.6 \times 10^1$  Bq/L  
(誤) No. 34 : Cs-137 4.6 Bq/L

以 上

(東京電力ホールディングス株式会社HP掲載)

## 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報4）

2020年02月03日

2020年2月3日  
東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えていることについて、その後の状況をお知らせします。

本日（2月3日）2号機タービン建屋近傍のサブドレン水の分析を実施しましたので、以下のとおりお知らせします。

サブドレン水分析結果 [採取日 2月3日]

サブドレンNo

No. 1	: Cs-134 7.0 Bq/L Cs-137 $1.5 \times 10^2$ Bq/L
No. 21	: Cs-134 検出限界値未満 (<5.7 Bq/L) Cs-137 $5.2 \times 10^1$ Bq/L
No. 22	: Cs-134 $2.9 \times 10^1$ Bq/L Cs-137 $4.7 \times 10^2$ Bq/L
No. 23	: Cs-134 $1.3 \times 10^1$ Bq/L Cs-137 $2.0 \times 10^2$ Bq/L
No. 24	: Cs-134 $1.8 \times 10^1$ Bq/L Cs-137 $3.6 \times 10^2$ Bq/L
No. 25	: Cs-134 検出限界値未満 (<5.5 Bq/L) Cs-137 $1.1 \times 10^2$ Bq/L
No. 26	: Cs-134 5.7 Bq/L Cs-137 $9.9 \times 10^1$ Bq/L
No. 27	: Cs-134 $9.4 \times 10^1$ Bq/L Cs-137 $1.7 \times 10^3$ Bq/L
No. 33	: Cs-134 検出限界値未満 (<4.9 Bq/L) Cs-137 $1.3 \times 10^1$ Bq/L
No. 34	: Cs-134 検出限界値未満 (<5.5 Bq/L) Cs-137 $7.6 \times 10^1$ Bq/L

引き続き監視を強化し定期的にサンプリングを実施していきます。

以上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）

## 福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアにおけるサブドレン運転制限値の逸脱について（続報5）

2020年02月03日

2020年2月3日  
東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 2号機タービン建屋北東エリアの滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えていることについて、その後の状況をお知らせします。

本日（2月3日）午後3時46分、2号機タービン建屋北東エリアの建屋滞留水移送が完了したことから、実施計画第1編第26条（建屋に貯留する滞留水）表26-2で定める運転上の制限「2号機タービン建屋の滞留水水位が近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」について午後4時47分に運転上の制限から復帰を判断しました。

今後、準備が整い次第、サブドレンの汲み上げを再開します。

また、引き続き当該エリア近傍のサブドレンピットのサンプリングを定期的実施していきます。

以 上

（東京電力ホールディングス株式会社HP掲載）